

所管部課名	市民健康課			担当者	下 菌			
事業費名称	子育て医療等助成事業費							
根拠法令	母子保健医療対策総合支援事業実施要綱							
補助経過年数	1 1 年以上 1 5 年以下							
令和 3 年度 予算額	20, 002 千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		51 千円	19, 951 千円	千円				
令和 2 年度 予算額	13, 244 千円	51 千円	13, 193 千円	千円				
	指標名			目標値	目標年度			
成果指標①	不妊治療による妊娠件数			5 0 人	令和 8 年度			
成果指標②	不妊治療による出生数			5 0 人	令和 8 年度			
補助対象者	薩摩川内市に 3 か月以上住所を有し、不妊治療をしている夫婦で保険加入と市税等滞納がない者							
補助対象経費	特定不妊治療、一般不妊治療に係る治療費等 甌地域在住で不妊治療を実施している夫婦に係る旅費（船賃）と宿泊費							
補助対象事業・活動の内容	少子化対策の一環として、不妊治療を受けている夫婦に対して当該治療等に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	年度当たり夫婦 1 組につき 2 0 万円を限度に、不妊治療に係る自己負担額の 2 分の 1、不妊治療を受けるために要した船代及び宿泊費相当額。連続 5 年度まで（要綱第 4 条）。							
上記項目の積算方法	【自己負担額－鹿児島県の助成相当額】× 1 / 2 = 助成額（1 0 0 円未満切捨て） 船代・宿泊費～回数上限有（要綱第 4 条）							
補助を受ける事業（団体）等の決算状況	項目		平成30年度		令和元年度		令和 2 年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	0	0. 0 %	0	0. 0 %	0	0. 0 %
		会費収入		0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %
		事業収入		0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %
		寄付金・その他助成		0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %
		市補助金	12, 187, 100	26. 7 %	13, 405, 400	26. 0 %	17, 615, 900	24. 9 %
		自己負担	33, 540, 076	73. 3 %	38, 153, 435	74. 0 %	52, 993, 223	75. 1 %
		（前年度繰越金）		0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %
		計	45, 727, 176	100. 0 %	51, 558, 835	100. 0 %	70, 609, 123	100. 0 %
	支出	事業費		0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %
		人件費		0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %
		その他事務費		0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %
		治療費（補助対象者計）	45, 727, 176	100. 0 %	51, 558, 835	100 %	70, 609, 123	100. 0 %
				0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %
				0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %
		（翌年度繰越金）		0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %
		計	45, 727, 176	100. 0 %	51, 558, 835	100. 0 %	70, 609, 123	100. 0 %
	支出計/前年度支出計				112. 8 %		136. 9 %	
	自己資金/前年度自己資金							
翌年度繰越金/市補助金		0. 0 %		0. 0 %		0. 0 %		
交付件数		207		236		254		
成果指標の推移①		32		75		63		
成果指標の推移②		38		50		66		
特記すべき事項等	【前回評価】現状のまま継続 【前回評価への回答】特になし 【事業のPR方法】市ホームページ、県指定医療機関への制度案内通知 【費用対効果】子どもを産み育てやすい環境づくり 【補助事業以外の事業】特になし 【その他】特になし							

＜補助金の視点別評価＞		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	不妊治療後、妊娠・出産すれば少子化対策につながる
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	不妊治療費は保険がきかず高額のため、経済的負担の軽減につながっている。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	不妊治療後、妊娠・出産すれば少子化対策につながる
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	妊娠を希望する人々を行政が支援するものであり、妥当である。 少子化対策の一環でもある。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	政策としては、不妊治療の保険適用であるが、令和4年度開始の見込みのため、今は最も妥当な補助金制度である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	国の助成は特定不妊治療のみであるが、薩摩川内市は特定不妊治療のほかに一般不妊治療も補助金の対象にしている。このことにより、金銭的に厳しい若年夫婦も治療を開始できる。
＜所管課による補助金等の見直し結果＞		＜行政改革推進委員会による見直しに対する意見＞	
内部評価結果	≪今後の改革の方向性≫ ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 令和4年4月開始を目標に国が不妊治療の保険適用を検討している。その動向により補助金の見直しが必要と考えられる。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

○薩摩川内市不妊治療費等助成金交付要綱

平成18年3月30日

告示第127号

改正 平成18年9月1日告示第316号

平成19年3月28日告示第107号

平成20年3月31日告示第108号

平成20年4月1日告示第183号

平成21年3月31日告示第286号

平成21年9月18日告示第734号

平成22年11月22日告示第666号

平成24年3月29日告示第201号

平成24年7月5日告示第607号

平成25年3月29日告示第155号

平成25年7月31日告示第622号

平成26年3月28日告示第136号

平成30年2月21日告示第58号

令和2年2月14日告示第57号

令和2年6月17日告示第407号

令和3年3月9日告示第131号

(趣旨)

第1条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、及び条例を実施するため、不妊治療費等助成金（以下「助成金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第1条の2 市長は、少子化対策の一環として、不妊治療を受けている夫婦に対して、当該治療等に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、もって子どもを産み育てやすい環境づくりに資することを目的に、予算の範囲内において助成金を交付する。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、第5条に規定する助成金の申請時において、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第74条の規定による婚姻の届出をしている夫婦で、医師による不妊治療を受けていること。

(2) 本市に居住し、3箇月前から引き続き、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されていること。

(3) 次に掲げる医療保険各法における被保険者又は組合員若しくは被扶養者であること。

ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

イ 健康保険法（大正11年法律第70号）

ウ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

オ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(4) 市税等の滞納がないこと。

(5) 配偶者が前2号の要件を満たしていること。

(対象となる治療等)

第3条 助成の対象となる治療は、医師による不妊治療のうち、次に掲げるものとする。

(1) 体外受精

(2) 顕微授精

(3) 体調不良等により胚の移植のめどが立たず治療を終了したもの

(4) 受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子授精等の異常授精等により中止したもの

(5) 凍結胚移植

(6) 採卵を試みたが卵が得られない等のため中止したもの

(7) 卵胞が発育しない又は排卵終了のため中止したもの

(8) 採卵準備のための投薬開始から採卵を行うまでの期間中、体調不良等により中止したもの

(9) 人工授精

(10) タイミング療法

(11) 排卵誘発法

2 助成の対象となる治療費は、前項の不妊治療に要した費用のうち、自己負担となる費用（入院費、食事代等直接治療に関係のない費用を除く。以下「自己負担額」という。）とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する不妊治療は、助成の対象としない。

(1) 夫婦以外の者の精子又は卵子を用いた不妊治療

(2) 夫婦以外の者の精子又は卵子から成る胚を用いた不妊治療

(3) 夫婦以外の者が妻の代わりに妊娠し、出産する不妊治療

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、次に掲げる額の合計額とし、当該合計額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

(1) 前条第1項第1号から第8号までに規定する不妊治療に係る自己負担額から、鹿児島県不妊治療費助成事業の助成を受けた場合はその額を、同事業の助成を受けていない場合は次に掲げる額を控除した額（当該額が0円を下回る場合には、0円）に、同項第9号から第11号までに掲げる不妊治療に係る自己負担額を合計した額に2分の1を乗じて得た額

ア 前条第1項第1号から第4号までに掲げる不妊治療の場合は、300,000円に治療回数を乗じた額

イ 前条第1項第5号及び第6号に掲げる不妊治療の場合は、100,000円に治療回数を乗じた額

(2) 前条第1項第1号から第8号までに掲げる不妊治療（以下「特定不妊治療」という。）を受けるために要した甑各港と川内港間又は串木野新港間の船舶旅客運賃相当額（往復5,800円を上限とし、当該不妊治療1回につき9往復分を限度とする。）

(3) 前条第1項第9号から第11号までに掲げる不妊治療（以下「一般不妊治療」という。）を受けるために要した甑各港と川内港間又は串木野新港間の船舶旅客運賃相当額（往復5,800円を上限とし、当該不妊治療1回につき9往復分、1年度につき15往復分を限度とする。）

(4) 特定不妊治療を受けるために要した宿泊費相当額（1泊当たり5,000円を上限とし、当該不妊治療1回につき15泊分を限度とする。）に3分の2を乗じて得た額

(5) 一般不妊治療を受けるために要した宿泊費相当額（1泊当たり5,000円を上限とし、当該不妊治療1回につき15泊分、1年度につき15泊分を限度とする。）に3分の2を乗じて得た額

2 前項第1号の規定による助成金は、同一夫婦について、1年度当たり20万円を限度とする。

3 第1項第2号から第5号までの規定による助成金は、甑地域に居住する者が当該地域以外の医療機関において不妊治療を受ける場合に限り、交付を受けることができる。

4 第1項の助成金は、1出産（妊娠12週以降に死産に至った場合を含む。）

につき申請日の属する年度から通算して5年度を限度として、交付を受けることができる。

（助成金の申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、不妊治療費等助成申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、医療機関の発行する不妊治療受診証明書（様式第2号）その他関係書類を添えて、市長に申請するものとする。

2 申請書を提出する月（以下「申請月」という。）は、4月、8月及び12月とする。

3 第1項に規定する申請は、不妊治療を受けた日の翌日から起算して8箇月を経過する日の属する月の末日までの申請月にしなければならない。

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容について速やかに審査を行い、助成の可否の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により助成の可否を決定したときは、その旨を不妊治療費等助成金交付決定通知書（様式第3号）又は不妊治療費等助成金不交付決定通知書（様式第4号）により、それぞれ通知するものとする。

（助成金の返還）

第7条 市長は、偽りその他の不正な手段により、助成金の交付を受けた者があるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（成果）

第8条 この助成金の交付を通じて得ようとする成果は、子どもを産み育てやすい環境の整備とする。

（見直しの期間）

第9条 助成金に係る条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

（効果の測定）

第10条 助成金に係る条例第4条第2項第1号に定める効果は、妊娠件数及び出生者数を指標に用いて測定するものとする。

（助成金の交付を受けた者の責務）

第11条 助成金の交付を受けた者は、本市の母子保健政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この告示による助成は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後において第2条第2号の要件を満たす夫婦が、施行日（当該要件を満たす日が施行日後であるときは当該要件を満たす日）以後に受けた不妊治療について、適用する。
- 3 第5条第2項の規定にかかわらず、平成18年度における申請月は、7月、10月及び1月とする。
- 4 この助成金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において必要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成18年9月1日告示第316号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成19年3月28日告示第107号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第108号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の薩摩川内市不妊治療費助成金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る不妊治療費の助成について適用する。

附 則（平成20年4月1日告示第183号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日告示第286号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の薩摩川内市不妊治療費助成金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る不妊治療費の助成について適用する。

附 則（平成21年9月18日告示第734号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成21年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の薩摩川内市不妊治療費助成金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る不妊治療費の助成について適用する。

附 則（平成２２年１１月２２日告示第６６６号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成２４年３月２９日告示第２０１号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成２４年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第２条第５号及び第４条第１項第１号の規定はこの告示の施行の日以後の申請に係る不妊治療に要した費用から適用し、改正後の第４条第１項第２号の規定はこの告示の施行の日以後に不妊治療を受けるために要した甑各港と串木野新港間の船舶旅客運賃相当額から適用する。

附 則（平成２４年７月５日告示第６０７号）

この告示は、平成２４年７月９日から施行する。

附 則（平成２５年３月２９日告示第１５５号）

この告示は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年７月３１日告示第６２２号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成２５年８月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第４条第１項第１号の規定はこの告示の施行の日以後の申請に係る不妊治療費について適用し、改正後の第４条第１項第２号から第５号までの規定は平成２５年４月１日以後に不妊治療を受けるために要した甑各港と串木野新港間の船舶旅客運賃相当額及び宿泊費相当額について適用する。

附 則（平成２６年３月２８日告示第１３６号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成２６年４月２日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第４条第１項第２号及び第３号の規定は、平成２６年４月２日以後に生じた助成の対象となる経費から適用し、同日前に生じた助成の対象となる経費に対する助成金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成３０年２月２１日告示第５８号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の薩摩川内市不妊治療費等助成金交付要綱の規定は、この告示の施行

の日以後の申請に係る不妊治療費の助成について適用し、同日前になされた申請については、なお従前の例による。

- 3 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の薩摩川内市不妊治療費等助成金交付要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（令和2年2月14日告示第57号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年6月17日告示第407号）

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の薩摩川内市不妊治療費等助成金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る不妊治療費の助成について適用する。

附 則（令和3年3月9日告示第131号）

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条の規定は、令和3年1月1日以後に治療を終了した不妊治療について適用し、同日前に治療を終了した不妊治療については、なお従前の例による。

- 3 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の薩摩川内市不妊治療費等助成金交付要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。